

インフルエンザ予防接種補助について、よくある質問（Q&A）

【接種補助券の紛失】

Q1. 接種補助券を紛失してしまいました。インフルエンザ予防接種の費用補助を受けることはできませんか？

A1. 予防接種の費用補助を受けることはできます。接種補助券の再発行はできませんので、「インフルエンザ予防接種費用補助申請書（以下:補助申請書と記載）」に領収書を添付して健保組合に提出ください。

【補助対象者について】

Q2. 妻が8/1に日本ガイシ健保組合の被扶養者になりました。インフルエンザ予防接種の費用補助を受けることができますか？

A2. 接種補助券はありませんが、費用補助は受けられます。

「補助申請書」に領収書を添付して健保組合に提出ください。

※8/1以降に入社、被扶養者となった方、今年度65歳に到達する方で接種当日に64歳の方は「接種補助券」は配布しませんので、「補助申請書」で申請ください。

Q3. 接種補助券の封筒が届きましたが、扶養になっている70歳の母の接種補助券は入っていません。補助対象ではないのでしょうか。

A3. 65歳以上の方は日本ガイシ健保組合では費用補助はありません。但し、満65歳以上の方は市区町村の補助がありますので、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。今年度中に65歳に達する方（S33.10.1～S34.4.1生まれ）は「接種補助券」は配布されませんが、接種当日64歳の方は接種費用の補助を受けられます。

「補助申請書」にて、かかった費用の補助申請を行ってください。

Q4. 配布された接種補助券は退職後、使用してもよいですか？

A4. 接種当日、日本ガイシ健保組合の資格がない方（資格喪失後）はお使いいただけません。

【接種方法及び接種補助券について】

Q5. 接種補助券が利用できる医療機関を確認する方法はありますか？

A5. 医療機関に直接問い合わせていただくか、以下のホームページで利用可能な医療機関の一覧リストをご確認ください。

健康保険組合愛知連合会ホームページ：http://kenporen-aichi.jp/influenza_list



また、接種補助券が利用できる医療機関には掲示物（「当院はインフルエンザ予防接種補助券が使用できます」）が貼られています。

Q6. 通常、子どもは2回接種をしますが、接種補助券で2回接種することはできますか？

A6. できません。接種補助券では1回のみです。2回目を接種する場合は全額自己負担で接種を受けてください。

Q7. 9/1 付けで任意継続になりました。手元に持っている保険証番号と接種補助券に記載されている保険証番号とは異なるのですが、接種券を使用できますか？

A7. 配布した接種補助券は7/末現在の情報で作成していますので、古い保険証の記号番号で印刷されている場合があります。保険証の記号番号と接種補助券の記号番号が異なる場合は、接種補助券は使用せずに、一旦は全額自己負担で予防接種を受け、後日、接種補助券裏面に領収書を添付して、補助申請を行ってください。

Q8. 接種補助券を使用すると医療機関窓口での支払いが少なくて済みますが、なぜ愛知県以外では使用できないのですか？

A8. インフルエンザの予防と重症化を防ぐために、愛知県内の健保組合が平成23年度より共同でインフルエンザ予防接種促進事業を実施することになり、予防接種を受け易くするために接種補助券のシステムが考案されました。しかし、これは愛知県内のみの事業であり、愛知県外では使用できません。また、愛知県内であっても当該事業に参加していない医療機関もあり、どこでも使用できるわけではありません（令和4年度は2,805医療機関が参加）

【領収書】

Q9. 健保組合へ提出した領収書(原本)は、返却していただけますか？

A9. ご提出頂きました領収書（原本）は返却しません。領収書が必要な方は事前にコピーをとるか、または、「接種補助券」（裏面）に医療機関の証明をもらえれば、健保に領収書の原本を提出する必要はありません。詳細は通知の3項、利用方法(接種補助券の使い方)をご覧ください。一般的には、インフルエンザ予防接種費用は医療費控除の対象にはなりません。

【その他】

Q10. 接種補助券が使用できる医療機関で接種補助券を使用せず、一旦全額立替え払いし、後日補助申請することも可能ですか？

A10. 接種補助券を使用すると窓口での支払いは少なくて済みますし、また事務も軽減されることから接種補助券の使用にご協力ください。但し、接種当日、接種補助券を持参することを忘れた場合に限っては、後日、補助申請することでも可能です。

Q11. 自分自身は会社でインフルエンザ予防接種を受けたので、自分の接種補助券を家族（子どもが2回接種する2回目用に、または健保の被扶養者になっていない者）に使用してもよいですか？

A11. 接種補助券は券面に記載された接種者のみが使用できますので、他の人が使用することはできません。